## かすみがうら市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業所の指定と指定更新の有効期限について

介護予防訪問介護・介護予防通所介護 指定の状況等	総合事業指定申請	次回の総合事業更新申請
① 平成27年3月31日までに	総合事業の指定申請は不要です。	平成30年2月28日までに更新申請し
指定された事業所		てください。
	平成27年4月1日から平成30年3月3	(更新後の有効期間、6年間)
	1日まで「訪問型サービス」「通所型サービ	
	ス」の「みなし指定」を受けています。	
② 平成27年4月1日以降に	総合事業の指定申請が必要です。	(指定後の有効期間、6年間)
指定された事業所		
	平成29年2月28日までに申請してくだ	
	さい。	
③ 指定有効期限が	総合事業の指定申請は不要です。	平成30年2月28日までに更新申請し
平成28年4月1日~平成30年3月		てください。
31日までの事業所	平成27年4月1日から平成30年3月3	(更新後の有効期間、6年間)
※注意	1日まで「訪問型サービス」「通所型サービ	
①の事業所のうち、平成30年3月31	ス」の「みなし指定」を受けていますので、	
日までの間に指定更新が必要な事業所に	総合事業の指定申請は不要です。	
ついては、受け入れる利用者の状況を鑑み		
て、適切に茨城県に「介護予防訪問介護」		
「介護予防通所介護」を更新してくださ		
٧٠°		

## 【資料2】

平成29年1月31日 かすみがうら市介護長寿課

介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴う事業者の手続き等について

- 1 事業者の指定について
  - ① 平成27年3月31日までに指定された事業所 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで「訪問型サービス」「通所型サービス」の「みなし指定」を 受けていますので、総合事業の指定申請は不要です。
  - ② 平成27年4月1日以降に指定された事業所 平成<del>28年</del>29年4月1日までに総合事業の指定申請の手続きが必要となります。
  - ③ 指定有効期限が平成28年4月1日~平成30年3月31日までの事業所 ①の事業所のうち、平成30年3月31日までの間に指定更新が必要な事業所については、受け入れる利用者の 状況を鑑みて、適切に茨城県に「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」を更新してください。